



第1節 計画の推進体制

本計画を実効性あるものにするためには、市・市民・事業者・滞在者等がそれぞれの立場及び協働により、主体的かつ積極的に環境への取り組みを推進していくことがとても必要です。そのため、各主体や環境審議会、庁内の環境基本計画推進委員会など、本計画を推進していくために重要な役割を果たすと考えられる体制についてまとめます。

1-1 庁外

■市民・事業者・滞在者等

市民・事業者・滞在者等は、第4章で示された主体別の取り組み内容（環境活動）を実践することに加え、年次報告書やウェブサイト、広報等に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

■環境審議会

環境審議会は「裾野市環境基本条例」第24条に基づき、市長が委嘱する委員15名以内により組織されます。環境審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、裾野市環境審議会規則に定められています。

環境審議会は市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査・審議します。また、本計画の進捗状況や環境の保全及び創造に関する事項について点検・評価します。

1-2 庁内

■市長

市長は環境審議会委員を委嘱し、環境審議会へ諮問を行うとともに、環境審議会からの答申を受けます。また、環境基本計画推進委員会からの年次報告書（案）の報告を受けます。

■環境基本計画推進委員会

市の取り組みを推進するため、庁内関係部署の横断的な組織として環境基本計画推進委員会を設置します。環境基本計画推進委員会では、事務局とともに庁内関係部署が作成した「市の取り組み推進評価シート」から年次報告書（案）を作成し、市長に報告します。

■庁内関係部署

庁内各担当部署では、市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うことによって、市の推進する取り組みを着実に実施していくとともに、「市の取り組み推進評価シート」により、毎年度、取り組みの報告や数値目標の達成状況を把握します。

■事務局

市民・事業者・滞在者等と市を結ぶ窓口として、裾野市生活環境課が事務局を担当します。

事務局は各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口として機能するとともに、環境情報を各主体へ提供します。また、環境審議会、環境基本計画推進委員会、庁内関係部署をつなぐ役割を果たします。

1-3 国・静岡県・周辺自治体

国や県などへの働きかけや、周辺自治体などとの連携・協力により、環境の保全に関する広域的な推進体制づくりを進めます。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画、実行、点検・評価、見直し）に沿って実施します。

■ 計画 (PLAN)

市は、市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。

環境審議会は、市長から計画案についての質問を受けて審議を行い、その結果を答申します。

■ 実行 (D0)

市・市民・事業者・滞在者等が一体となって計画を推進します。

府内関係部署は、実行可能な施策から積極的に実施し、取り組みの推進を図ります。

■ 点検・評価 (CHECK)

毎年度、庁内関係部署は「市の取り組み推進評価シート」に実績や今後の計画を記載します。

環境基本計画推進委員会は、同シートの結果を年次報告書（案）としてとりまとめて市長に報告し、市長が年次報告書として作成・公表します（「裾野市環境基本条例」・第8条）。

年次報告書は、市民や事業者から意見を聴取するとともに、環境審議会が点検・評価します。

■見直し (ACT)

年次報告書に対する市民・事業者等の意見や、環境審議会における点検・評価を踏まえ、各担当部署及び環境基本計画推進委員会で市が推進する取り組みの見直しを行います。

計画期間の中間（5年後）に環境基本計画全体を見直します。

